

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会資料

(令和2年2月26日付託分)

附属資料

産業労働局

I 神奈川県立かながわ労働プラザ条例 新旧対照表 ..... 1

I 神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改 正	現 行																																																																				
<p>(開館時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 駐車場の供用時間は午前0時から午後12時までとし、開場時間は午前8時から午後10時までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間並びに駐車場の供用時間及び開場時間を臨時に変更することができる。</p> <p>別表第1（第12条関係） 施設利用料金の上限額 1～3 (略) 4 駐車場利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">1時間を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">屋内 駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">1台の 開場時間 における 最初の1 時間につ き 420円</td> <td style="text-align: center;">1台の 開場時間 における 最初の1 時間を超 える時間 30分まで ごとにつ き 210円</td> <td style="text-align: center;">1台1泊 につき 1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1泊とは、開場時間の終了時刻から次の開場時間の開始時刻まで駐車することをいう。</p> <p>別表第2（第12条関係） 設備利用料金の上限額 1 多目的ホール等設備利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	区分	(略)	1時間を超える場合			屋内 駐車場	(略)	1台の 開場時間 における 最初の1 時間につ き 420円	1台の 開場時間 における 最初の1 時間を超 える時間 30分まで ごとにつ き 210円	1台1泊 につき 1,500円	種別	単位	利用料金の額	(略)			(削除)			(削除)			(略)			(削除)			(削除)			(略)			<p>(開館時間 )</p> <p>第10条 (略) (新規)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間_____を臨時に変更することができる。</p> <p>別表第1（第12条関係） 施設利用料金の上限額 1～3 (略) 4 駐車場利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">1時間を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">屋内 駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">1台最初の1時 間につき 420円</td> <td style="text-align: center;">1台最初の1時 間を超える時間 30分までごと につき 210円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p> <p>別表第2（第12条関係） 設備利用料金の上限額 1 多目的ホール等設備利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スライド映写機</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">340円</td> </tr> <tr> <td>オーバーヘッドプロジェク ター</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">340円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カラオケセット</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">1,210円</td> </tr> <tr> <td>エレクトーン</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">550円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p>	区分	(略)	1時間を超える場合			屋内 駐車場	(略)	1台最初の1時 間につき 420円	1台最初の1時 間を超える時間 30分までごと につき 210円		種別	単位	利用料金の額	(略)			スライド映写機	同	340円	オーバーヘッドプロジェク ター	同	340円	(略)			カラオケセット	同	1,210円	エレクトーン	同	550円	(略)		
区分	(略)	1時間を超える場合																																																																			
屋内 駐車場	(略)	1台の 開場時間 における 最初の1 時間につ き 420円	1台の 開場時間 における 最初の1 時間を超 える時間 30分まで ごとにつ き 210円	1台1泊 につき 1,500円																																																																	
種別	単位	利用料金の額																																																																			
(略)																																																																					
(削除)																																																																					
(削除)																																																																					
(略)																																																																					
(削除)																																																																					
(削除)																																																																					
(略)																																																																					
区分	(略)	1時間を超える場合																																																																			
屋内 駐車場	(略)	1台最初の1時 間につき 420円	1台最初の1時 間を超える時間 30分までごと につき 210円																																																																		
種別	単位	利用料金の額																																																																			
(略)																																																																					
スライド映写機	同	340円																																																																			
オーバーヘッドプロジェク ター	同	340円																																																																			
(略)																																																																					
カラオケセット	同	1,210円																																																																			
エレクトーン	同	550円																																																																			
(略)																																																																					